
海洋汚染防止のための構造及び設備 規則検査要領

要
領

2009 年 第 1 回 一部改正

2009 年 4 月 15 日 達 第 12 号

2009 年 2 月 4 日 技術委員会 審議

2009 年 4 月 15 日 達 第 12 号

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領の一部を改正する達

「海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

改正その 1

7 編 船舶からの汚水による汚染の防止のための設備

2 章 船舶からの汚水による汚染の防止のための設備

2.2 設備の設置要件

2.2.1 汚水による汚染防止のための設備

-4.を次のように改める。

-4. 規則 7 編 2.2.1(1)(c)にいう「十分な容量」とは、次式を満足する容量をいう。

$$C_T \geq AN_p D_a + \underline{R}$$

C_T : 汚水貯留タンクの容量 (m^3)

A : 0.060 (m^3 /人/日)

ただし、洗浄方式等を考慮して、本会の適当と認める値とすることがある。

N_p : 最大搭載人員

D_a : 粉碎又は消毒を行っていない汚水の排出禁止区域を航行する最大航海日数（最小 1 日）

R : 洗浄方式等により必要な初期水の容量 (m^3)

附 則（改正その 1）

1. この達は、2008 年 4 月 1 日から施行する。

1 編 総則

1 章 通則

1.1 一般

1.1.1 適用

-4.として次の 1 項を加える。

-4. 海洋汚染防止のための構造及び設備規則の適用にあたり，船の長さ，幅及び深さ並びにタンクの長さ，幅及び高さ等の寸法及び距離については，特段の明文の記載の無い限り，型寸法による距離とする。ただし，規定される距離等に対して板厚の影響が無視できない場合については，この限りでない。また，独立型タンクと船体構造の距離については，当該タンクの外面からの距離とする。

3 編 油による海洋汚染防止のための構造及び設備

1 章 通則

1.2 一般

1.2.3 を次のように改める。

1.2.3 燃料油タンクの配置

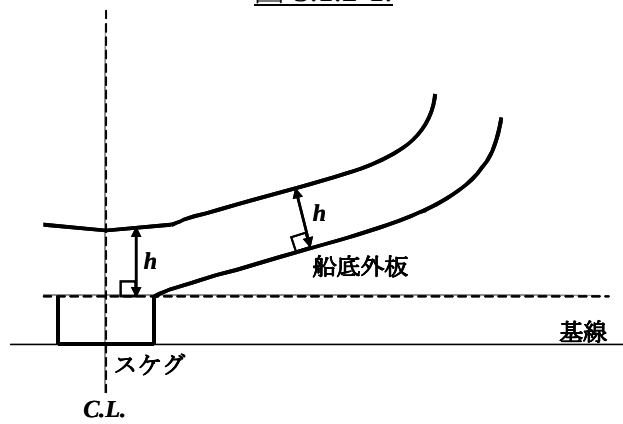
-1. 規則 3 編 1.2.3-5.の適用上, 船底外板から燃料油タンクまでの距離 h は, ビルジ部を含め, 船底外板の法線方向に測ること。

-2. 規則 3 編 1.2.3-5.の適用上, スケグを有する船舶等における船底外板から燃料油タンクまでの距離 h については, 次の(1)及び(2)によること。

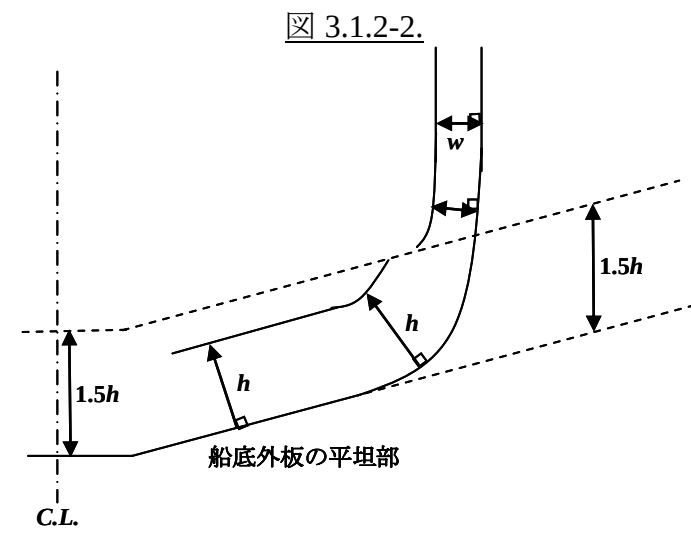
(1) スケグを有する場合, スケグの高さを船底外板から燃料油タンクまでの距離 h に含まないこと。スケグが取り付けられる部分の距離 h は, スケグと船底外板上面の交点における基線に平行な線から測ること。(図 3.1.2-1.参照)

(2) 船舶の長さ方向に船底傾斜を有する場合, それぞれの横断面において船底外板の法線方向に測ること。

図 3.1.2-1.



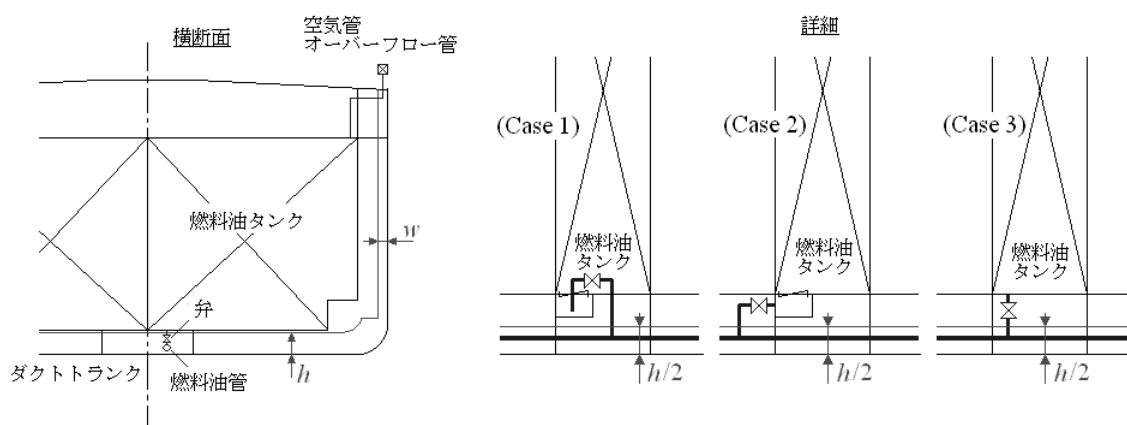
-3. 規則 3 編 1.2.3-5.及び-6.又は-7.の適用上、船舶の幅方向に船底勾配がある場合、距離 $1.5h$ は、船底外板の平坦部から垂直上方に測ること。（図 3.1.2-2.参照）



-4. 規則 3 編 1.2.3-8.に規定する「弁又は同様の閉鎖装置」（以下、「弁」という。）については、次の(1)から(3)によること。

- (1) 規則 3 編 1.2.3-5.及び-6.又は-7.の規定に基づき配置される燃料油タンクの弁は、規則 3 編 1.2.3-9.のサクシオンウェルの位置に倣うこと。（図 3.1.2-43.参照）
- (2) 規則 3 編 1.2.3-10.の規定に基づき配置等が決定される燃料油タンクの弁は、規則 3 編 1.2.3-5.に規定する距離 h 又は-6.若しくは-7.に規定する距離 w の範囲内に設けることができる。
- (3) ただし、いずれの場合においても当該燃料油タンク隔壁直近に設けること。

図 3.1.2-43.



-25. 規則 3 編 1.2.3-8.の適用上、空気管及びオーバーフロー管については、「燃料油の管系統」とみなすことを要しない。

-26. 規則 3 編 1.2.3-10.に規定する平均油流出量指数は、区画配置が左右対称であること

を前提としており、規則 3 編 1.2.3-10.(6)に規定する y の値は、船舶全体として統一的にいずれかの舷の船側から測る。区画配置が左右非対称である場合については、上記 y の値を右舷船側からの距離とした場合と左舷船側からの距離とした場合についてそれぞれ油流出量指数を計算し、その平均値により評価すること。

-7. 規則 3 編 1.2.3-10.(8)に規定する距離 h については、前-2.及び前-3.の規定を適用すること。

3 章 ばら積みの油による海洋汚染防止のための構造及び設備

3.2 船体構造

3.2.1 貨物油を積む場所の隔壁の配置

-1.から-7.をそれぞれ-2.から-8.と改め、-1.として次の 1 項を加える。

-1. 規則 3 編 3.2.1-1.(7)(c)ii)に規定する p の値は、イナートガス装置が備えられる場合、甲板上の水封装置の下流側に取り付けられる逆流防止装置の排気側におけるイナートガスの最大圧力、又は $5kPa$ のどちらか大きい方の値とすること。ただし、 p の値は圧力逃し弁の設定圧力に相当するタンクの最大圧力よりも大きな値とする必要はない。

附 則（改正その2）

1. この達は、2009年4月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約*が行われた船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
* 建造契約とは、最新の IACS Procedural Requirement(PR) No.29 に定義されたものをいう。

IACS PR No.29(Rev.4)

英文（正）

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
 - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
 - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

Notes:

1. This Procedural Requirement applies to all IACS Members and Associates.
2. This Procedural Requirement is effective for ships “contracted for construction” on or after 1 January 2005.
3. Revision 2 of this Procedural Requirement is effective for ships “contracted for construction” on or after 1 April 2006.
4. Revision 3 of this Procedural Requirement was approved on 5 January 2007 with immediate effect.
5. Revision 4 of this Procedural Requirement was adopted on 21 June 2007 with immediate effect.

仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更にあっては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
 - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
 - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから1年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。
3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があった場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

備考:

1. 本 PR は、全ての IACS メンバー及び準メンバーに適用する。
2. 本 PR は、2005 年 1 月 1 日以降に“建造契約”が行われた船舶に適用する。
3. 本 PR の Rev.2 は、2006 年 4 月 1 日以降に“建造契約”が行われた船舶に適用する。
4. 本 PR の Rev.3 は、2007 年 1 月 5 日に承認され、これは直ちに効力が生じる。
5. 本 PR の Rev.4 は、2007 年 6 月 21 日に採択され、これは直ちに効力が生じる。

7 編 船舶からの汚水による汚染の防止のための設備

2 章 船舶からの汚水による汚染の防止のための設備

2.2 設備の設置要件

2.2.1 汚水による汚染防止のための設備

-1.を次のように改める。

-1. 規則 7 編 2.2.1(1)(a)にいう「本会が適当と認める汚水浄化装置」とは次に適合するものをいう。

- (1) IMO Res. MEPC. ~~2(VI)~~159(55)の規定に適合するもので、日本舶用品検定協会（以下、「HK」という。）の検査に合格したことを示す刻印（又はゴム印）及び国土交通大臣が交付した型式承認書の写しを有するもの。
- (2) 下記の-4.中の A 及び N_p により算定される量の汚水を浄化できること。

附 則（改正その 3）

1. この達は、2010 年 1 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日より前に船舶に搭載される汚水による汚染の防止のための設備については、なお従前の例によることができる。